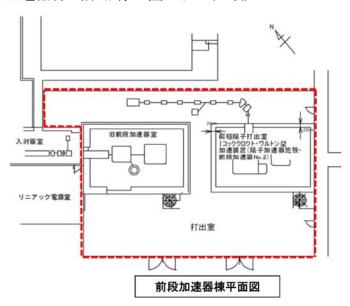
陽子加速器施設(前段加速器棟)における放射性同位元素等規制法施行規則 第22条の3項の適用について

陽子加速器施設(前段加速器棟)において、放射性同位元素等規制法施行規則第22条の3項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

1. 期 間:2020年4月1日(水) から 2021年3月31日(水)まで

2. 場 所:前段加速器棟(赤点線で囲われた区域)



## 配布先

## 機構長

(管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室

(素核研) 所長、副所長、事務室

(加速器) 施設長、各主幹、事務室

(物構研) 所長、副所長、事務室

(共通) 施設長、各センター長、事務室、放射線受付

(担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、 管理室員